

## 第19回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成21年11月5日（木）10：00～12：00

会 場：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

出席者：渡委員長、山内委員長代理（総合部会長）、高橋委員、  
野田委員、前田委員、宮本委員

事務局：津村大臣政務官、小橋民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、  
吉田補佐、山本補佐

### 議事概要：

津村大臣政務官より、民主党政権となり、色々な会議体の見直しを行っているが、PFIは今まで以上に取り組みが必要であるという認識の下、委員会をより一層活用していく方向で運営を行っていききたい旨挨拶。

### （1）PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）について

山内部会長より総合部会の検討結果として、10月15日の総合部会で「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）」の当面の取りまとめを行った旨報告。報告の具体的な内容は以下のとおり。

総合部会では今年の5月から6回に亘り部会を開催し、弁護士や民間事業者の実務担当者を招いて議論を行ってきた。

10月15日に開催した第28回総合部会において、これまでの議論をふまえて「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）」として当面のとりまとめを行ったところ。

この「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）」を今回の委員会でドラフトとして取りまとめていただければ、今後はパブリックコメントを実施し、そこで提出された意見を踏まえて、更に総合部会で検討を進めることとしたい。

事務局より、資料1に基づき「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）」の内容について説明。

各委員の主な意見は以下のとおり。

- ・（A委員）資金調達について、第8条第2項の規定は問題がある。管理者等は、事業の最終的な責任者であるのだから、融資契約等のリスクはきちんと把握する必要がある。融資契約書の写しの提出や報告は義務付ける必要がある。また、不可抗力の損害について民間負担を100分の1とする規定については、過去の事例をそのまま引き継いでしまっており、合理的な根拠をもって規定することが今後の課題であるということ

書くべき。

- ・( B 委員 ) P F I も公共事業の一つの手法であるという考え方がある一方で、P F I 事業契約は民民の契約と同じようにやろうという考え方もあり、後者の考え方からは資金調達や委託などの契約を見せろということ自体が出てこない。両方の考え方の間をこの標準契約は揺れている。今後も色々な議論が出てくるし、この標準契約もそれに伴って変わっていくものだと思う。
- ・( C 委員 ) 英国などの例を聞くと、標準契約が出来た後に事業者数が増えたということもあるようなので、こういう標準契約を作ることは意味がある。まずは第 1 版として出すというのは一つの方法。
- ・( D 委員 ) 第 13 条の管理者側による業務要求水準書の変更については、安易に業務要求水準書を変更すべきでないという点と、変更には追加のコストが伴い、そのコストは管理者側が負担するという点を、管理者側に認識してもらうためにもより強い表現にすべき。また、第 68 条の関係者協議会については、協議会にだれが入るのか可能であればもう少し明示した方がよい。
- ・( E 委員 ) 管理者側と民間事業者側でものの見方が異なってくるが、その中で官と民をどのような対等関係で見ていくのかということが、この標準契約に体现されている。かなり多くの注がついているが、見方によって色々な意見があるということを書くためであり、これからもどんどん注を増やしていった色々な可能性を示さなければならぬというのが今の段階。
- ・( D 委員 ) 単年度で発注し、その度に公共の都合で変更を行うという従来型の公共事業と、民間が長期契約の中でリスクをとるという P F I 事業は全く異なる。地方自治体はこの認識をもった上で、P F I 事業を行っていくことが重要。
- ・( F 委員 ) P F I 事業を従来の公共事業の延長で考えるのか、質の高いサービスを官民あわせて提供していくのか、どこに意識のポイントを置くかが重要。管理者側と民間事業者側で見方が異なるものについては、注で併記していくという形にしないとまとまらないだろう。
- ・( A 委員 ) ページの について、この標準契約が想定していない事業内容の契約については十分な対応をしていない、ということをやより明確にするべき。

委員の意見を基に事務局で修正作業を行った上で、「P F I 標準契約 1 ( 公用施設整備型・サービス購入型版 )( 案 )」をパブリックコメントに出し、広く意見を求めていくことについて了承。

## ( 2 ) P F I の今後の展開に向けた課題について

事務局より資料 2 を説明。各委員の主な意見は以下のとおり。

- ・( C 委員 ) 諸外国では民間資金が入った道路事業が進んでおり、日本でも道路事業をはじめとする公共インフラ分野について P F I 市場の拡大を検討していく必要がある。
- ・( B 委員 ) 要求水準と予定価格の均衡が取れていないことが、現場で一番苦労している

問題。要求水準を従来型の積算ベースで考えるとコストは拡大して予定価格を超えるので、決められた値段の中でベストのものを作れという割り切りも必要。PFI事業の性能発注という考え方と、従来の仕様発注、積算という考え方があっておらず、一度整理する必要がある。

- ・(D委員) 地方では、PFIは大手ゼネコンが仕事をとっていくという理解があり、PFIに対するスタンスが消極的。また、失敗案件ばかりが目立っていることやPFIの仕組みの複雑さから、市民のPFIに対する認識もあまりいいものではない。英国の様に、PFIによってどれだけ国民の税金を削減したとか、PFIの成功案件について、政府が責任をもって国民にPRしていくことが必要。
- ・(A委員) PFIの検討を進めていくことは他の行政分野全般に対する見直し・改善につながる効果もあると考える。PFIの中でもさまざまな検討分野があるが、PFI事業によく通じた形での議論が進むようなADRの制度を検討すること、PFI事業における情報公開について検討することの二つが喫緊の課題であり、取り組むべき。
- ・(E委員) PFIの短期的な課題としては、PFI市場を緊急的に拡大して、景気浮揚の効果を発揮させることである。長期的な課題は、PFIをいかに健全に発展させていくかということ。このため、自治体がPFI事業を実施する際のセーフティネット構築、インフラ等を含めた事業対象の拡大のためのPFI法活用、プレーヤーの拡大のためのPFI事業実施の手続きの整備等があげられる。
- ・(渡委員長) 政務官より、この委員会の在り方やアウトプットの出し方についてご意見を聞きたいと質問があった。ご意見をお願いしたい。
- ・(C委員) PFIの一番肝心な部分はリスクの認識と管理であり、これについてのマニュアル的なものを委員会で整備する必要があるのではないか。
- ・(B委員) 今回の契約書は必要なものだが、委員会で議論するには技術的過ぎる。PFIの制度をどうするかなど、大きな方針をアウトプットとして出すことを委員会の役割とし、あとは専門委員会に任せるという方向が機能的ではないか。
- ・(D委員) PFIを10年間やってきて、何が課題であるかという問題認識は共通しているが、なかなか解決されていないのが現状。PFI市場を民間からみて魅力的な市場とするためにも、規制や法律の問題解決が必要であり、委員会で議論することももちろん必要だが、政治のリーダーシップで解決していただければ。
- ・(A委員) PFI法の附則の第三条と関連して、PFIの入札手続きと会計法予決令との関係を検討しなければならない。また上下水道などもPFIの利用の意義があるが、縦割り行政で制度的な見直しが進んでおらず、議論しなければならない。
- ・(E委員) 技術的なことについては部会やWGなどで議論し、委員会では政策的なことを議論し、立案をしていくという立場を確立するのがよいのでは。PFIは省庁を横断する事業であり、政治主導で省庁間の壁を越えた立案をするのに、本委員会を活用するのがよい。
- ・(F委員) 入札の方式は重要なテーマの一つ。この委員会が他省庁を束ねて、あるべきPFIを実行させるように強力に進めなければならない。

最後に津村大臣政務官より、委員会の現状は政策指向の話と技術的内容の話が混在し

ているが、政策指向のゴールを具体的にイメージして、そこから逆算して毎回のアジェンダを作るべきであり、そのようになっているか見直していきたい旨発言。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681